出入国在留管理庁
東京出入国在留管理局

医師の募集について

東京出入国在留管理局では、次のとおり医師を募集します。

１　募集内容

（１）職　　名：医師（官職：法務技官）
（２）募集人数：２名
（３）採用予定日：随時

２　任用形態

以下のどちらかの形態による任用（業務内容、勤務条件等に違いはありません。）。
（１）６７歳定年までの任用（定年年齢は令和１３年度まで段階的に７０歳まで引上げ）
（２）最長５年間の任期付採用（年齢不問）

３　主な業務内容

（１）被収容者（外国人）の診察・健康管理
（２）診療所管理者としての業務

４　勤務条件

（１）勤務地
東京出入国在留管理局及び東京出入国在留管理局横浜支局
（いずれか又は双方に勤務することとなります。）
ア　東京出入国在留管理局
東京都港区港南５－５－３０
イ　東京出入国在留管理局横浜支局
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町１０－７
（２）勤務時間
平日９時００分～１７時４５分（７時間４５分）※当直勤務なし
原則、土曜日及び日曜日は週休日とし、祝日法による休日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）は勤務を要しません。
（３）兼業
国家公務員の特例として、入管庁長官の承認を受け、外部の医療機関等において週１９時間を超えない範囲で医業（部外診療（兼業））を行うことが可能です。
※　兼業に従事した時間の給与は差し引かれることとなります。

（４）給与

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（一）を適用し、職務経験等を考慮して俸給（令和８年４月現在、調整額を含め、月額３３８，０００円～５４６，２００円）を決定します。

このほか、次のような諸手当が支給されます（月額等は令和８年４月現在。）。

ア　扶養手当：扶養親族のある者に支給。子１人につき月額１３，０００円等

イ　住居手当：借家に居住する場合に月額最高２８，０００円

ウ　通勤手当：交通機関等を利用する場合に１か月当たり最高１５０，０００円

エ　期末手当・勤勉手当：勤務期間及び勤務成績に応じ支給

オ　地域手当：俸給及び扶養手当の２０％（横浜支局においては１６％）を毎月支給

カ　初任給調整手当：一定の要件の下、月額最高１８６，０００円

（５）休暇

人事院規則に基づき、年次休暇（年間２０日間、翌年に繰り越し可能（最大４０日間））のほか、特別休暇（夏季休暇、子の看護休暇等）や介護休暇等を取得することができます。

なお、採用時に付与される年次休暇の日数は採用日によって異なります。

（６）福利厚生

国家公務員として国家公務員共済組合に加入することとなり、組合員として各種の給付を受けることができます。

また、国家公務員宿舎への入居を希望することができます。

加えて、組合員とその家族の方々のための様々な制度・事業があります。

５　応募資格

（１）日本国籍を有すること

（２）日本の医師免許を有すること

（３）国家公務員法第３８条（注）に規定する欠格事由に該当しないこと

（注）国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）（抜粋）

（欠格条項）

第３８条　次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

１　拘禁刑以上に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第１０９条から第１１２条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（４）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を

原因とするもの以外）

６　応募方法

次の書類を下記【お問合せ先】に送付してください。

（１）履歴書（写真添付）１通

（２）医師免許証（写し）１通

７　選考方法

（１）書類選考

（２）人物試験（面接）

（３）小論文

【お問合せ先】

東京出入国在留管理局　職員課人事第二係

住所：〒１０８－８２５５

東京都港区港南５－５－３０

電話：０５７０－０３４２５９